

## 第5章

### 「エチオピアの海外雇用に関する布告」(No.923/2016) 概観

児玉 由佳

#### 要約

本章では、2016年に施行された「エチオピアの海外雇用に関する布告」(No.923/2016)の内容を概観する。この法令 No.923/2016 は、エチオピア人が国外に労働目的で渡航するための規定を網羅的に定めたものである。エチオピア政府は、2013年10月に中東諸国への労働目的の移住を暫定的に禁止し、現在は主な移民労働者の受け入れ地域である湾岸諸国と労働者の受け入れ条件に関する二国間協定を結びつつある。そのため、まだこの法令 No.923/2016 の効果は未知数であるが、政府が国外移民労働者への権利保護を明確に打ち出したことは評価すべきであろう。

#### キーワード

エチオピア 国際労働移動 海外雇用法 湾岸諸国

#### はじめに

エチオピアでは、失業率が高いために若者を中心に国外での就労を目指す人々が増加しつつあるが、その増加と共に彼らの劣悪な労働条件が問題となっている。特に湾岸諸国で働く女性家事労働者については、屋内で孤立した形で就労するために劣悪な労働条件や虐待の被害に遭うことも多く、エチオピア国内のみならず ILO などの国際機関も問題視している。

このような状況を受けて、エチオピア政府は、2013年10月に中東諸国への労働目的の移住を暫定的に禁止し、各国と協議し二国間条約を結ぶことで、エチオピア人の移民労働者の労働条件の改善をめざしている。

それとほぼ同時期にサウジアラビアでは不法滞在者の取り締まりが厳格化され、2013年11月から2014年4月の間で16万人のエチオピア人が不法滞在者として強制退去させられた (Asnake and Mohammed 2015; De Regt and Medareshaw 2017)。警察によって強制連行され、財産などを持ち出す機会も与えられずに帰国させられる場合も多かったという (De Regt and Medareshaw 2017, 112-113)。

渡航禁止前の2011年から2013年には48万人が中東諸国に主に就労目的で渡航していたとされ（ILO Country Office 2017, 2）、渡航が禁止されている現在でも就労機会を求めて非合法の渡航は行われている。湾岸諸国へ渡航する移民労働者の権利や安全の確保は、エチオピア政府にとっても喫緊の課題となっている。

2016年に発令された「エチオピアの海外雇用に関する布告 No.923/2016」（以下、法令 No.923/2016）は、この問題へのエチオピア政府の対応策の一つである。章末に補遺として本法令の暫定訳を掲載したが、海外に就労目的で移住するためのさまざまな規定が定められており、労働者の権利保護を目的としている。

本章では、過去の海外雇用関連の法律の変遷を跡付けた後、法令 No.923/2016 の概要を検討する。

## 第1節 法令 No.923/2016 以前の海外雇用に関連する法律

エチオピアでは、法令 No.923/2016 が施行される以前にも移民労働者に関連する条項をもつ法律を施行している。ILO Country Office（2017）は、移民労働者に関する法律として、憲法（1995年施行）、労働法（2003年施行）、刑法（2004年施行）、民法（1960年施行）といった基本的な法律に加えて、「人身売買および移民の密入出国の防止と抑止法 No.909/2015」（Prevention and Suppression of Trafficking in Person and Smuggling of Migrants Proclamation No.909/2015）を挙げている。また、2009年に出された「雇用紹介サービス法 No.632/2009」（Employment Exchange Service Proclamation No.632/2009）は、法令 No.923/2016 の前身の法律である。法令 No.923/2016 の第77条2項は、「いかなる法律、規定、訓令または慣行も、本法令で定められた事項に関して本法令と矛盾する限り適用されない」と規定しているが、これは同時に本法令で定められていない部分については他の法律が適用されるということを意味しており、他の法律への目配りも必要である。

### 1. 人身売買および移民の密入出国の防止と抑止法（Prevention and Suppression of Trafficking in Person and Smuggling of Migrants Proclamation No.909/2015）

人身売買および移民の密入出国の防止と抑止法（No.909/2015）は、特に女性と子ども的人身売買に焦点を当てて、その防止と抑止を目指す法律である。法令 No.923/2016 では海外雇用紹介所のみを対象としてさまざまな規定をさだめているが、法令 No.909/2015 は、刑法に基づいてすべての人身売買行為を対象としている。国内外を問わず、脅迫、暴力、誘拐、詐欺などによって、労働、養子縁組、その他の目的で行われる人身売買を対象としている（第3条1項）。

人身売買の種類と、関与の仕方によってそれぞれ刑が定められている。主犯として違反した場合は、原則として15年から25年の禁錮刑と15万から30万ブル<sup>1</sup>の罰金刑が科される(No.909/2015 第3条1項)。ただし、以下の場合は、25年以上から終身刑までの禁錮刑と20万から50万ブルの罰金刑となり、さらに刑が重くなる(同第3条2項)。

- (1) 子ども<sup>2</sup>、女性、その他のいかなる人に対して、精神的または肉体的に危害を加えた場合
- (2) 結果的に犠牲者に肉体的、精神的危害を与えることになった場合
- (3) 違法薬物、薬物または武器を手段として用いた場合
- (4) 公務員が職権乱用によって人身売買を行った場合
- (5) 親、兄弟姉妹、保護者または犠牲者に対して権力をもつ人物によって人身売買が行われた場合

第3条1項に当てはまらなくとも、子どもの場合は、搾取目的で勧誘、移送、引き渡し、隠匿、受け取りを行った場合は人身売買とみなされる(第3条3項)。たとえ子ども自身または保護者が同意していたとしても、子どもの人身売買は罪に問われる(第14条2項)。

それ以外にも、人身売買目的で偽造文書を作成した場合(第7条)、証拠隠滅を図った場合(第10条、第11条)、知っていながら通報しない場合(第12条)なども罪に問われる。

第27条では、国外在住の人身売買被害者に対する対応を定めている。第27条2項では、人身売買の被害者または密入国した移民がその国において逮捕された場合、エチオピア大使館は、彼らを救出して帰国するように手続きを行うとしている。また、続く3項では、強制送還されることになった人身売買の被害者または密入国した移民に対して、法的な相談、支援を行うものとしている。さらに、人身売買の被害者または密入国した移民に関する犯罪防止、コントロール、リハビリテーションのための基金(第5部 基金の設立)や国家委員会を設立することを定めている(第39条)。

## 2. 雇用紹介サービス法 (Employment Exchange Service Proclamation No.632/2009)

雇用紹介サービス法(以下、No.632/2009)は、名称には海外雇用が対象であるこ

---

<sup>1</sup> 1 US ドル=27.23 ブル (2018年3月7日現在)。

<sup>2</sup> 子どもは、18才以下と定義されている(No.909/2015 第2条13項)。

とを明示していないが、海外就労者のための民間の雇用紹介所または公的雇用サービスを対象としている（第3条1項）。法の内容は雇用紹介所と公的雇用サービスの免許についての規定が中心である。No.632/2009では、法令No.923/2016では明示されていない罰則規定があり、無許可の活動や免許停止中の活動、法令違反などに対して禁固刑や罰金が科されることになっている（第40条）。また、2004年に出された刑法第598条「エチオピア人を外国での就労のために不法に送ること」に対する犯罪の適用についても言及されている（第40条1項（b））。刑法第598条では、無許可または不法な手段でエチオピア人を海外就労させた場合は、5年から10年の懲役刑と2万5千ブル以下の罰金刑が科される。さらに肉体的障害または人権侵害、精神的損害を受けた場合は、5年から20年の懲役刑と5万ブル以下の罰金刑が科されると定められている。

No.632/2009 は、法令 No.923/2016 の施行にともなって廃止された。ただし、法令 No.923/2016 の第 77 条 3 項において、「No.632/2009 に従って発行された規定および訓令は、本法令に矛盾しない限り、本法令にしたがって出された規定および訓令に置き換えられるまでは有効である」と定めている。したがって、法令 No.923/2016 では言及されていない違反時の懲役および罰金刑などについては、新たな規定や訓令が出されていなければ、有効であると考えるのが妥当であろう。

なお No.632/2009 の発効に伴い、民間雇用紹介所法 No.104/1998（Private Employment Agency Proclamation No.104/1998）および労働法（Labour Proclamation No.377/2003）の紹介所に関する規定である第 170 条 1 項（f）、第 172 条 4 項、第 176 条が廃止されている。

## 第 2 節 エチオピアの海外雇用に関する布告（No.923/2016）の特徴

法令 No.923/2016 は、前節でとりあげた法律よりも、海外雇用に関する規定を網羅的に、そして具体的に明示したものである。これ以前の法令によって既に規定されているものもあるが、現在のエチオピアにおける海外雇用に関する法律の特徴を、最新の法令である No.923/2016 をもとに検討していく。

### 1. 海外で就労する者の要件

海外での就労において劣悪な労働条件や虐待をもたらす要因として、雇用主側の人権意識の低さや差別感情などが挙げられる。その一方で、虐待などを防止し「ディーセント・ワーク」（Decent Work）を確保するための労働者への訓練や啓発の必要性も指摘されている（ILO 2015）。

法令 No.923/2016 第 7 条 1 項は、海外雇用のための条件として、少なくとも 8 年生

を修了しているか、適切な訓練を受けたことを証明する公的な職業能力証明書を所持していることを定めている。この条項に対応して、エチオピア連邦政府および州政府は、職業能力証明書の発行のための短期の訓練コースを提供する訓練センターをエチオピア各地で増設している。

## 2. 労働者からの斡旋料の徴収の禁止

現状のエチオピアにおける国際労働移動の仕組みのなかで、もっとも大きな影響があると考えられるのが、紹介所が労働者から斡旋料を徴収することを禁じた条項である（第42条3項(i)）。1998年に出された民間雇用紹介所法 No.104/1998 においてもすでに労働者からの斡旋料の徴収は禁止されている（No.104/1998 第20条）<sup>3</sup>。

しかし現実には、以前から禁止されているにも関わらず、海外での就労において紹介所は労働者から斡旋料を徴収している<sup>4</sup>。この条項がどれだけ有効性を持つことができるのかが、本法令の実効性の試金石となるであろう。

## 3. 二国間協定

海外就労目的で移住が許可される国は、エチオピア連邦民主共和国と受入国との間で二国間協定を結んでいる国に限られる（第12条）。この条項が意味しているのは、エチオピア政府が、エチオピア人の移民に対して適切な労働条件を適用するように受入国と交渉するということである。これは、エチオピア政府が、他国で就労しているエチオピア人の権利保護に対して、これまでよりも積極的に取り組もうという姿勢を示したものといえる。

## 4. 帰国後の再統合政策の不在

ILO Office (2017, 51) は、法令 No.923/2016 が、外国からの帰還者に対する社会への再統合に関する政策についての言及が少ないことを指摘している。移民の社会への再統合に関連するものとしては、第15条2項(b)で国家調整委員会の下部機関である

---

<sup>3</sup> 民間雇用紹介所法 No.104/1998 第20条は、正確には1993年の労働法（No.42/1993）第176条の文言に「労働者からの」（“from worker”）を追加して「いかなる人または団体も、労働者からの報酬によって雇用紹介サービスを行わないものとする」（“No persons or entity shall perform employment services for consideration from a worker”）に修正したものであり、1993年の労働法の時点ですでに斡旋料徴収は禁止されているといえる。

<sup>4</sup> 2017年8~9月の湾岸諸国（主にサウジアラビア）からエチオピアへの強制帰還者へのインタビューより。

特別委員会の権限として、「外国で就労していて、さまざまな理由で帰国した移民労働者を対象にカウンセリングや再統合のためのプログラムを行う団体に、必要な協力と支援の提供を行う」ことが定められているのみである。

2017年の労働・社会問題省（Ministry of Labour and Social Affairs: MOLSA）やアディス・アベバの労働局の職員へのインタビューから明らかになったのは、エチオピア政府は、湾岸諸国の移民労働者の送金の経済的効果をあまり重視しておらず、海外での就労よりもエチオピア国内での労働力確保に重点をおいているということであった。そのため、湾岸諸国からの強制帰還者に対しては、カウンセリングなどは行うものの、国内の失業者への職業訓練と同様の機会を提供するのみで特別な財政支援は行っていないという発言があった。その理由として、国内の失業者よりも手厚い支援を行うと、労働力の海外流出を招いてしまうからということであった<sup>5</sup>。

## むすびにかえて

本章では、2016年にエチオピア政府によって出された「エチオピアの海外雇用に関する布告」(No.923/2016)の内容を概観し、検討した。現在この法令と並行して、MOLSAが主導してエチオピア国内における職業訓練センターの拡充や、職業能力証明書発行のための手続きの明確化などが進んでいる。2018年1月の段階では、湾岸諸国との移民受け入れに関する二国間協定の正式な手続きは多くがまだ終了していないため、この法令の効果や影響は未知数である。しかし、政府が国外移民労働者への権利保護を目指すことを明確に打ち出したことは評価すべきであろう。

## 参考文献

- Asnake Kefale, and Zerihun Mohammed 2015. *Ethiopian Labour Migration to the Gulf and South Africa*. Addis Ababa: Forum for Social Studies.
- De Regt, Marina, and Medareshaw Tafesse 2017. "Deported before Experiencing the Good Sides of Migration: Ethiopians Returning from Saudi Arabia." In *Ethiopian in an Age of Migration: Scattered Lives beyond Borders*, edited by Fasil Demissie, London & New York: Routledge, 228-242.
- ILO (International Labour Organization) 2015. *Promoting Decent Work for Migrant Workers*. Geneva: ILO.

---

<sup>5</sup> 2017年9月のアディス・アベバ労働局でのインタビューに基づく。

児玉由佳編『アフリカにおける女性の国際労働移動』調査研究報告書 アジア経済研究所  
2018年

ILO Country Office (ILO Country Office for Ethiopia, Djibouti, Somalia, Sudan and South  
Sudan) 2017. *The Ethiopian Overseas Employment Proclamation No.923/2016: A  
Comprehensive Analysis*. Addis Ababa: ILO.

## APPENDIX

### 布告 No.923/2016

### エチオピアの海外雇用に関する布告<sup>6</sup>

#### **[前文]**

就労可能な人材の雇用機会を促進するために望ましい国内条件を整えるという政府のコミットメントは変わっていないが、自らの能力を活かすために海外雇用を選択したいと考えるエチオピア人の権利、安全、尊厳を保護する必要があることが明らかとなった。

受入国との二国間協定は、合法的な海外雇用を強化し、人身売買を防止することができると考えられている。

海外雇用紹介サービスにおける民間セクターの役割を定義することが必要となっている。

海外雇用紹介サービスのフォローアップとモニタリングにおける政府の役割を強化することが不可欠になっている。

既存の雇用紹介サービスに関する法律（Employment Exchange Services Proclamation）を新たな海外雇用法（Overseas Employment Proclamation）に切り替えることが必要になった。

したがって、エチオピア連邦民主共和国憲法第 55 条（1）に従って、以下の通り布告する。

## **第一部 総則**

### **第 1 条 略称**

この法令は、「エチオピアの海外雇用に関する布告第 923/2016 号」（Ethiopia's Overseas Employment Proclamation No.923/2016）として引用することができる。

### **第 2 条 定義**

この法律において、異なる意味が必要とされない場合は：

1/ 「民間雇用紹介所」（Private Employment Agency）または「紹介所」（Agency）とは、労働者に外国での雇用主を紹介するために、その労働者と雇用契約を締結する、政府機

---

<sup>6</sup> 本資料は、筆者による試訳である。エチオピアの法律はアムハラ語のものが公式であるが、連邦政府による官報（*Federal Negarit Gazette*）には英語の対訳が併記されている。試訳にあたっては、基本的に英訳文を使用した。意味が不明確、もしくは英訳の意味が原文と大きく異なっている部分については、アムハラ語の原文を参照した。



関以外の者を意味する。

2/ 「免許」(license) とは、紹介所が海外雇用紹介サービスを提供することを可能にするために、労働・社会問題省が紹介所に発行する能力証明書を意味する。

3/ 「雇用主」(employer) とは、紹介所経由か政府間の取り決め、またはこの法令に基づいた直接雇用を通して、1人以上の人を雇用する者を意味する。

4/ 「労働者」(worker) とは、この法令に基づいて、雇用主または紹介所と契約関係にある個人を意味し、場合によっては求職者を含めることができる。

5/ 「直接雇用」(direct employment) とは、政府機関や紹介所の関与のない、雇用主と労働者との雇用関係を意味する。

6/ 「労働条件」(condition of work) と「労働災害」(occupational accident) とは、労働法(Labour Proclamation)により定められているものを意味する。

7/ 「職業能力証明書」(certificate of occupational competence) とは、労働者が特定の業務を遂行できることを立証する州労働局によって発行された書類を意味する。

8/ 「家族」(family) とは、配偶者、両親、子ども、または血族や姻族における2親等以内の親戚を意味する。

9/ 「二国間協定」(bilateral agreement) とは、エチオピア連邦民主共和国と海外での雇用に関連する受入国との間の合意を意味する。

10/ 「省」(The Ministry) とは、労働・社会問題省[Ministry of Labour and Social Affairs、以下 MOLSA]を意味する<sup>7</sup>。

11/ 「州労働局」(appropriate authority) とは、労働法を遂行する権力をもつことを委任された州政府の組織を意味する<sup>8</sup>。

12/ 「州」(region) とは、エチオピア連邦民主共和国憲法第47条のもとで規定されている州政府を意味し、アディス・アベバとディレ・ダワの市政府も含む。

13/ 「外交団」(mission) とは、エチオピアの外交使節、在外政府代表部、領事館、貿易事務所を意味する。

14/ 「企業組織」(business organization) とは、商社、株式会社または民間有限会社を意味する。

15/ 「人」(person) とは、任意の自然人または法人を意味する。

16/ 男性名詞によるいかなる表現も女性を含む。

### 第3条 適用範囲

この法令は、以下の場合に適用するものとする。

---

<sup>7</sup> 本章では「省」ではなく MOLSA を The Ministry の訳とした。

<sup>8</sup> 本章では直訳である「適切な機関」ではなく、「州労働局」を“appropriate authority”の訳とする。

1/公的雇用機関、紹介所、または直接雇用を経由して行われる、エチオピア人の海外雇用  
関係

2/非営利目的の家事労働サービス契約で海外に渡航するエチオピア人

## 第二部 公的雇用紹介サービス

### 第1章 雇用紹介サービス

#### 第4条 労働者の募集と紹介

MOLSA は、政府間の合意に基づいて、受入国にある政府機関に募集および雇用紹介  
サービスを提供することができる。

#### 第5条 サービスの種類

本法令第4条にしたがって MOLSA によって提供されるサービスは、面接と選抜を含  
むものとする。健康診断の受診、雇用契約の承認、雇用前および出国前のオリエンテー  
ションの提供、雇用労働者の出発の円滑化およびその他の同様のサービスを含むものと  
する。

#### 第6条 直接雇用の禁止

1/雇用主は、MOLSA または紹介所を介さないで労働者を雇用してはならない。

2/本条1項にかかわらず、以下の理由に基づいた直接雇用を MOLSA は許可すること  
ができる。

- a) 雇用主がエチオピアの外交団の職員である場合。
- b) 雇用主が国際機関である場合。
- c) 求職者が家事労働者以外の仕事に自発的に就業機会を得る場合。

3/本条2項(c)による直接雇用は、以下の証明が示された場合のみ、MOLSA によっ  
て認められる。

- a) 労働者が受入国において基本的人権と尊厳が尊重される保証。このような保証は、  
該当する外交団や、受入国の外交団、アディス・アベバに受入国の外交団が無い場合  
はエチオピア連邦民主共和国の外務省から得ることになる。
- b) 本法令第62条1項に従って労働者が生命保険および傷害保険に入っていること。
- c) 雇用契約と共に適切な航空または陸路移動のサービスが提供されていること。

4/本条に従って直接雇用が許可されている欠員に関する広告は、MOLSA または州労働  
局によってのみ行われるものとする。

### 第2章 研修、訓練および健康診断

#### 第7条 教育水準と職業能力評価

1/海外雇用を希望する労働者は、次のいずれかに該当しなければならない。

- a) 少なくとも8年生を修了している。

b) 雇用される仕事のために、適切な能力評価センターによって発行された職業能力  
証明書を所持している。

2/雇用主が設定した他の要件が満たされていることを確認するときのみ、労働者は本  
条1項に従って職業能力証明書を提示することが要求される。

### **第8条 意識啓発プログラム**

MOLSA または州労働局は以下のことを行うものとする。

1/受入国の条件、彼らが就くことになっている職位に必要な技術、権利と義務や、その  
他同様の事柄について、海外雇用に関心を持つ市民に、定期的に雇用前および出国前の  
意識啓発を行う。

2/マスメディアを活用し、海外雇用に関する正確かつ最新の情報を普及させることによ  
り、国民への啓発活動を継続的に全国で実施する。

3/紹介所の取締役会、ゼネラル・マネージャーおよび従業員に対して、海外雇用に関連  
する問題について定期的な啓発プログラムを実施する。

4/エチオピア人労働者の採用、雇用に関して、そして海外での雇用に適用される法律、  
規定、訓令、必要条件に関して、海外の雇用主にブリーフィングを行う。

### **第9条 健康診断**

1/労働者の健康診断は、エチオピア連邦民主共和国保健省によって指定された医療機  
関でのみ行われるものとする。

2/紹介所は、労働者が雇用主の他の要求事項を満たしていることが確認された場合にの  
み、労働者に健康診断をうけさせるものとする。

3/労働者が2回以上の健康診断を受けることを求められた場合は、その費用は紹介所が  
負担するものとする。

## **第3章 経費範囲およびサービス料**

### **第10条 経費範囲**

1/雇用主は、以下の経費を負担するものとする。

- a) 渡航先の国への入国ビザ手数料
- b) 往復輸送費用
- c) 労働許可手数料
- d) 在留許可手数料
- e) 保険
- f) 渡航先の国の在エチオピア大使館に支払われたビザと公的書類に関連する費用
- g) 雇用契約承認のためのサービス料

2/労働者は、以下の費用を負担するものとする。

- a) パスポート発行料

- b) 海外から受領した雇用契約の公的証書と、犯罪経歴証明書に関連する費用
- c) 健康診断料
- d) 予防接種料金
- e) 出生証明書発行料
- f) 職業能力証明書の費用

3/紹介所または雇用主は、労働者が費用を負担した後に、本人が原因ではない理由によって職に就けなかった場合は、本条2項に規定された労働者の費用を払い戻すものとする。

4/出発のためのすべての要件を満たしたあとに、正当な理由無く労働者が就労しなかった場合、雇用主は、本条1項に従って雇用に関連して発生した費用の払い戻しを労働者に要求することができる。

#### **第11条 サービス料**

MOLSA は、閣僚評議会によって定められた規定に従って、雇用契約の承認に関連するサービス料を雇用主に請求するものとする。

### **第4章 二国間協定と体制**

#### **第12条 二国間協定の要件**

本法令に基づいた海外雇用のための労働者の派遣は、エチオピア連邦民主共和国と受入国との間に締結された二国間協定がある場合にのみ行われるものとする

#### **第13条 体制**

1/MOLSA は、この法令により委任された責任を遂行するために必要な組織体制を確立するものとする。

2/州労働局は、州レベルで、この法律によって委任された責任を遂行するために、必要な組織体制を確立するものとする。

#### **第14条 労働担当外交職員の任命**

1/MOLSA は、外務省との協議し、政府からの許可を得た上で、海外で雇用されている労働者の権利、安全、尊厳の保護のために、受入国において任務を遂行する労働担当外交職員を任命する。

2/本条第1項に基づいて任命された労働担当外交職員の職務と責任は、MOLSA と外務省により共同で発出されることになる業務規程によって定められるものとする。

#### **第15条 国家調整委員会と特別委員会**

1/移民の人身売買と密入出国を防止し抑止するため発効された法令第 909/2015 号<sup>9</sup>第

---

<sup>9</sup> 「人身売買および移民の密入出国の防止と抑止法 No.909/2015」(Prevention and Suppression of Trafficking in Person and Smuggling of Migrants Proclamation No.909/2015)

39 条によって設立された国家調整委員会は、本条 2 項に挙げられた活動を行うものとする。

2/本条 1 項に基づいて設立された国家調整委員会に説明責任を負う特別委員会は、以下の権限と義務を負うものとする。

- a) この法令を必ず適切に実施する。
- b) 外国で就労していて、さまざまな理由で帰国した移民労働者を対象にカウンセリングや再統合のためのプログラムを行う団体に必要な協力と支援の提供を行う。
- c) 雇用関連の問題について受入国との二国間協定を締結するための調査を行い、その協定が遂行できるような状況を整える。
- d) 受入国において、国民に加えられた権利の侵害や損害に責任ある者に対して、州労働局と協力し、法的措置を必ずとる。
- e) 関連機関と協力して、人身売買に関与した者は、法廷にて速やかに罪状認否を必ず行う。
- f) 違法な人材紹介活動に関する啓発のためのトレーニングを人々に提供する。
- g) 関係機関との海外雇用情報の交換や、設備の整ったデータセンターの設立を促進する。
- h) 独自の運営規則を採用する。

## 第三部 労働条件

### 第 1 章 労働条件の決定

#### 第 16 条 労働条件

MOLSA は、通常の海外の労働市場や社会サービスにおける労働条件に関する訓令を出すことができる。

#### 第 17 条 ひな形となる雇用契約の内容

1/MOLSA は、少なくとも次の事項を含む雇用契約のひな形を準備するものとする

- a) 通常の勤務時間及び通常の労働時間に対する十分な賃金、適切な超過勤務手当について、受入国で定められている最低賃金、二国間協定や両国が批准した国際協定のなかで最も高額な最低賃金を下回らないように、適切に設定するものとする。
- b) 年次休暇、週休およびその他の同様の休暇
- c) [居住地と]勤務地への往復に対する無料送迎またはそれを相殺する手当
- d) 無料の医療、食料、居住地、またはそれを相殺する手当
- e) 生命保険や傷害保険での補償
- f) 雇用契約の解除のための妥当な理由

2/雇用契約のひな形は、基本的に以下の点を考慮し、本条 1 項に基づいて作成されるものとする。

- a) 受入国の文化、習慣、生活様式、労働法や社会問題関連法、および雇用企業の政策
- b) 受入国が署名している関連する二国間及び多国間条約、国際会議及び決議
- c) 一般的な労働市場条件

#### **第18条 当事者の自由**

海外雇用契約の当事者は、エチオピア政府の政策、法律、公序良俗に反していなければ、契約のひな形に規定されていないが、ひな形で最低限と規定されている以上に労働者に利益がある場合は、それ以外の雇用期間、条件、利益を自由に規定することができる。

#### **第19条 公開義務**

1/いかなる紹介所も、MOLSA または州労働局、外交使節団に対して、労働者の募集および就職斡旋に関連する情報や、労働者の状態に関するその他の情報などを、すべて開示するものとする。

2/MOLSA は、本条第1項の規定に基づいて、情報提供のための適切な時期を定めた訓令を出すものとする。

## **第2章 査察サービス**

#### **第20条 査察**

1/MOLSA は、海外雇用で渡航する労働者の合法性を確保するため、雇用契約が承認された者に対して特別な身分証明書を発行するものとする。

2/MOLSA または州労働局は、本法令で定められた義務と責任をすべての紹介所が果たしているかどうかを監視するために労働監督官を任命する。

3/ 本条2項にしたがって、MOLSA または州労働局によって任命されたいかなる労働監督官も、以下の権限および義務を負うものとする。

- a) 紹介所が雇用手続き、雇用前オリエンテーションおよびカウンセリング・サービスを実施するために、設備の整った事務所、十分に適切なスペース、必要な専門知識を有していることを確認する。
- b) 紹介所が自動データベース・システムを備えていることを確認する。
- c) 紹介所が、海外就労予定の労働者に対して、一般的な労働条件、受入国の状況についてのオリエンテーション、雇用前および渡航前オリエンテーションおよびカウンセリング・サービスを行っていることを確認する。
- d) 紹介所が、この法令に違反していることを認識または通知されたときには必ず適切な調査を行う。
- e) 労働者の不法募集と就職斡旋を防止するための監視を行う。
- f) 勤務時間内であれば随時紹介所の事務所に入室し、必要書類、記録、帳簿その他

の書類を点検し、照会する。

4/本条3項に基づいて査察を行うときには、労働監督官は、MOLSA または州労働局によって発行された身分証を所持し提示するものとする。

5/労働監督官は、本条3項に基づいて行った査察の結果を、MOLSA または州労働局に、法的措置についての提言とともに提出するものとする。

6/MOLSA は、本条3項に基づいて査察を行う手続きに関する訓令をだすことができる。

7/監督官は、適切な法に従って、権力の乱用に対して説明責任を負うものとする。

8/いかなる紹介所も、労働査察官が適切に責任を遂行するために協力する義務を負うものとする。

## 第四部 紹介所を通じた海外雇用サービス

### 第1章 免許、免許に対する適格性、非適格性

#### 第21条 免許の要件

1/紹介所を運営することを望む者は、MOLSA から免許を取得するものとする。

2/本条1項に基づき免許を発行して複数の国で事業を行いたい者は、事業を行う国ごとにそれぞれ免許を取得するものとする。

#### 第22条 免許取得の適格性

1/申請者が唯一の経営者の場合、エチオピア市民であり、100万ブル以上の運転資金があるものとする。

2/申請者が事業団体である場合、海外雇用紹介サービスを唯一の目的とし、すべての人員がエチオピア市民であり、100万ブル以上の運転資金を出資しているものとする。

3/申請者は、この法令またはその他の関連法律によって、海外雇用紹介サービスをおこなうことを禁止されている者であってはならない。

#### 第23条 免許取得に対する非適格性

以下のものは、免許取得の資格はないものとする。

1/法令 No.632/2009<sup>10</sup>およびそれに基づいて出された規定または訓令に違反している場合：

a) 免許が取り消された紹介所、そのメンバー、紹介所が株式会社である場合は取締役会

b) 労働者の権利、安全および尊厳を冒しており、それに対する不服を解決することができなかったために免許が取り消された紹介所またはそのメンバー

c) 免許が3回以上停止されたか、免許取り消しが書面によって通知された紹介所

2/人身売買、移民の密入出国、組織犯罪、テロ活動、麻薬の運搬、マネーロンダリング、

---

<sup>10</sup> 雇用紹介サービス法 (Employment Exchange Service Proclamation No.632/2009)

犯罪で告訴され、判決が言い渡された個人、または裁判所で係争中の者。

3/旅行代理店、航空会社のチケットオフィス、旅行代理店、航空会社のチケットオフィスの従業員、一時滞在者 (Transient)、船員。

4/MOLSA または州労働局、外務省、移民・市民権局、警察委員会、本法令を施行することを委任されたすべての政府機関の役人、従業員、または該当者の家族。

## 第2章 免許発行

### 第24条 免許を得るための要件

本法令第22条に従って資格を満たしている申請者は、免許申請用の申請書を記入し、以下の書類と共に提出するものとする。

- 1/申請者が紹介所として運営を可能とする事業登録証明書と商号
- 2/申請者が事業団体として活動を行っている場合、公証登録局によって認証された定款の写し
- 3/本法令第23条2項で規定されている犯罪に関与していないことを示す警察の証明書。該当する申請者は、合資会社、民間企業または株式会社である場合は、取締役会およびその取締役ならびにその役員および従業員
- 4/紹介所の組織体制と必要な人材のリストと各人の教育資格、職位、履歴書、パスポートサイズの写真2枚
- 5/申請者の事務所住所、事務所の所有者であれば所有証明書、事務所が賃貸であれば公証登録局に認証された賃貸契約書の原本
- 6/本法令第60条1項に基づいた財務保証金を預けている旨の内容確認書類
- 7/ゼネラル・マネージャーは少なくとも学士号をもち、3年の管理職経験がある旨の確認書類
- 8/活動が単独の所有者によって運営されている場合は、免許のための事前トレーニングに、所有者とゼネラル・マネージャーが出席したことを示す証明書。もし活動が単独の経営者によって運営されている場合や、事業団体によって運営されている場合には、事業団体のメンバーおよび経営陣メンバーが免許のための事前トレーニングに出席したことを示す証明書
- 9/渡航先の国では、
  - a) 申請者が適切な事務所を開設しているか、受入国の国籍保有者で、海外雇用紹介サービスに従事することを正式に許可されていることを証明する書類を、雇用契約に関係している政府機関に提出する。
  - b) 本項 (a) に基づいた代理人は、その代表となることを受け入れ、エチオピアの外交団によって認証されていること。もし渡航先の国にエチオピアの外交団がない場合は、アディス・アベバにある当該国の外交使節団とエチオピアの外務省に同様の



ことを示す証明書を作成する。

c) 申請者が労働者に一時的な食事や宿泊を提供する施設を保有していることと、それを証明するレターが外交使節団と外務省によって作成される。

10 /申請者が受入国への自由な出入国が認められていることを示す、州労働局によって発行された確認レター

11 / 前回の免許での活動に対する税金支払証明書

12 /免許発行手数料領収書

13 /場合によっては、MOLSA の訓令によって規定されたその他の証拠

### **第 25 条 免許発行**

MOLSA は、この法令による免許発行の要件が満たされていることを保証する場合は、常に 5 営業日以内に申請者にライセンスを発行するものとする。もし免許申請が却下された場合、5 営業日以内に申請者に申請却下を書面にて連絡するものとする。

### **第 26 条 免許の有効性**

本法令第 25 条に従って発行された免許は、1 年間有効である。

### **第 27 条 見やすい場所への免許の掲示**

いかなる紹介所も、本法令にしたがって、発行された免許を見やすい場所に掲示するものとする。

### **第 28 条 免許の譲渡不能および複数の代理店の契約の禁止**

1 /いかなる紹介所も、MOLSA が発行した免許を直接または間接に他人に譲渡することはできないものとする。

2 /何人も、所有者、合弁会社、民間有限会社、取締役会のメンバー、ゼネラル・マネージャーや従業員として、複数の紹介所で直接的にも間接的にも働くことはできない。

3 /本条 1 項の規定にもかかわらず、単独の所有者が死亡した場合には、労働者の権利、安全および尊厳を保護できない場合や、事業の運営を解散することを防止する目的で、正当な相続人が要求した場合には免許を譲渡することができる。

4 /本条 3 項の下で指定された相続人が紹介所の運営を再開しようとする場合、MOLSA は要件を満たしていることを確認して、免許を譲渡することができる。

### **第 29 条 経営者や雇用主の変更の告示**

いかなる紹介所も、取締役会やゼネラル・マネージャーを変更する場合や、従業員を雇用または解雇する場合には、10 営業日以内に、MOLSA または州労働局にその旨を通知するものとする。

### **第 30 条 経営人事の公開**

いかなる紹介所も、ゼネラル・マネージャーや取締役の変更を、発行部数の多い新聞、ラジオ、テレビなどを通して 7 営業日以内に公表し、MOLSA または州労働局にその旨を通知するものとする

### 第31条 地方支店の追加の開設

いかなる紹介所も、地方支店を追加で開設するためには、MOLSA または州労働局から許可を得なければならない。

### 第32条 事業者の住所の変更と通知

紹介所は、

1 /事業所が本法令第24条5項に明記された要件を満たしていることを、MOLSA または州労働局が確認し承認した場合にのみ、事業所の住所を変更することができる。

2 /7営業日以内に、本条1項に従って承認され効力をもった事業所の住所の変更を、発行部数の多い新聞に公表し、MOLSA または州労働局にそれを示す証拠を提出するものとする。

### 第33条 免許の更新

1 /本法令に基づいて発行された免許は毎年更新されるものとする。

2 /いかなる紹介所も、本条1項に定められた期限のひと月前には、免許更新のために、申請書を記入してMOLSA に以下の書類と共に提出しなければならない

- a) 本法令第60条第1項に基づく財務保証金の預託証拠
- b) 外部監査人が監査した財務諸表と、紹介所が納税義務を果たしていることを示す証拠
- c) 本法令第24条3項で言及された者が、本法令第23条2項で指定された犯罪行為とは関係ないことを示す警察からの犯罪経歴証明書
- d) 外国人代表者の免許更新の証拠
- e) 渡航して就職した海外労働者や帰国した海外労働者の状況を示す一般報告書
- f) MOLSA の訓令で指定されたその他の文書

3 /MOLSA は、紹介所が免許更新料を支払い、免許更新の要件を満たしていることを確認したとき、3営業日以内に更新された免許を発行するものとする。免許更新の申請が却下された場合は、同様の期間で申請者に書面で却下する旨を伝えなければならない。

4 /本法令第26条に定められた有効期間内に免許が更新されない場合は、免許を停止するものとする。

5 /紹介所が期限内に免許を更新できなかった場合は、失効後3カ月以内であれば免許を更新することができるが、最初の月には20%の追加料金、期限後2カ月目には40%の追加手数料、3カ月目には60%の手数料が追加される。

### 第34条 奨励計画

MOLSA は、この分野に関係する紹介所を評価し褒章を与えるための奨励計画について、訓令をだすことができる。

### 第3章 雇用紹介サービス

#### 第35条 海外雇用に関する宣伝

- 1/紹介所は、海外雇用の求人広告を掲載する場合は、その前に、登録し承認を得るために、MOLSA または州労働局に[申請書を]提出するものとする
- 2/いかなるマスメディアによる求人広告も、次のことを示すものとする。
  - a) 紹介所の名前、住所、MOLSA によって発行された免許番号、労働者の派遣を認められている国
  - b) 求人数、必要資格、賃金、雇用期間、渡航先および作業現場の国およびその他必要な情報
  - c) 紹介所が提供するサービスに対して、労働者からサービス料を徴収しないことの宣言

#### 第36条 労働者の募集

- 1/すべての紹介所は、その事務所の敷地内でのみ労働者の募集を行うものとする。
- 2/本条1項の規定にかかわらず、募集に多大な労力が必要な場合は、MOLSA または州労働局は、同省の訓令に規定されている詳細にもとづいて、一時的な募集会場を認めることができる。

#### 第37条 雇用契約の承認

- 1/紹介所は、雇用主、紹介所及び労働者が署名した雇用契約書を、承認のために提出するものとする。この雇用契約書は、MOLSA による契約のひな形に従い MOLSA によって発行された訓令によって定められたその他の要件を満たすように作成するものとする。
- 2/本条1項に定められた雇用契約と、添付された他の書類にある雇用主の署名は、適切な使節団と外務省によって検証されなければならない。
- 3/本条1項及び2項に定められる条件が満たされていることを MOLSA が認める場合は、訓令によって定められた期間内に雇用契約を承認し登録するものとする。

#### 第38条 労働者の雇用と報告

いずれの紹介所も以下のことを行うものとする。

- 1/雇用契約の承認後1カ月以内に労働者を雇用する。
- 2/渡航先の国のエチオピア使節団または領事館に通知し、雇用された労働者を15日以内に登録させること。そして労働者が就労許可と居住許可を得ていることを確認し、その旨を MOLSA に報告する。

#### 第39条 雇用契約の解除

本法令第38条1項に規定されている期限内に労働者を雇用させることができなかった場合、認められた雇用契約を解除するためには1カ月以内に MOLSA に理由とともに通知しなければならない。

#### 第40条 共同責任と個々の責任

労働者の雇用契約が破棄された場合、紹介所と雇用主は共同で責任を負い、それぞれの責任を負うものとする。

### 第五部 違反とそれに対する是正措置

#### 第1章 紹介所による違反とそれに対する是正措置

##### 第41条 行政上の問題を判断する権限

MOLSA や州労働局は、本法令、そして労働者から違法に徴収された手数料の払戻しを取り扱う規定や訓令に対する違反、もしくはそこから派生した行政上の問題について聴取し判断する権限を有するものとする。

##### 第42条 違反の種類

1/本条の2項または3項の違反には、紹介所の免許停止または取り消しの措置をとるものとする。

2/以下の違反は、免許の停止を伴うものとする。

- a) MOLSA または州労働局による検査のために任命された労働監督官の活動を妨害または妨害を試みる。
- b) ゼネラル・マネージャー、取締役会のメンバーまたは従業員を、MOLSA や州労働局に事前通知することなく雇用する。
- c) 最低8年以上の就学歴がなく、認定機関からの職業能力証明書を所持しない労働者を募集する。
- d) 紹介所によって登録された以外の労働者を雇用しないように、雇用主に影響を与えるか、与えようとする。
- e) 正当な理由なく、法的に定められた期限内に労働者を就労させることができない。
- f) 労働者の権利、安全および尊厳の侵害に関する申し立てに対して救済措置を提供できない。
- g) MOLSA や州労働局によって発行された命令および通知の無視、または他の法的手続きを遵守しない。
- h) 雇用された労働者に関連する求人情報やサービスの手数料として獲得した外貨に関して、MOLSA または州労働局が要求する定期的な報告書を提出しない。
- i) 様々な理由によって解雇された労働者のリストおよび MOLSA や州労働局によって要求された同様の情報についての報告を提出しない。
- j) 事務所の目立つ場所に免許を掲示しない。
- k) この法令によって要求される適切なサービスを提供できない。
- l) 労働者の賃金や送金を保留する。
- m) 労働者に帰ることができない理由で雇用されなかった労働者の経費を払い戻さ

ない。

n) 海外で雇用される労働者に出発前オリエンテーションとカウンセリング・サービスを提供できない。

o) 海外雇用労働者が解雇されたり、労働災害による負傷があった場合に、その原因調査となんらかの是正措置について直ちに MOLSA に報告できない。

p) 本法令第 60 条 4 項を遵守できない。

3 / 以下の違反は、免許の取消しを伴う。

a) 個人経営で免許を得ている紹介所、所有者、ゼネラル・マネージャーまたは従業員が、旅行代理店や航空券販売店のマネージャーや従業員として直接または間接に事業に従事する。

b) 紹介所の設立にあたって、

(1) 合弁会社または民間有限会社の場合は、そのメンバー、ゼネラル・マネージャーまたは従業員が、

(2) 株式会社の場合は、取締役会やゼネラル・マネージャーまたは従業員が、旅行代理店または航空販売店のマネージャーまたは従業員として、直接的または間接的に活動に従事している。

c) 本法令第 33 条 5 項に基づいて定められた期間内に免許を更新できない。

d) 18 歳未満の労働者の募集と雇用をおこなう。

e) 偽造された証明書をもとに免許を取得または更新する。

f) エチオピアと受入国との間に二国間協定が締結されていない国、または MOLSA が禁止している国での就労のために労働者を募集または就労させる。

g) 公衆衛生または道徳に悪影響を及ぼすか、国のイメージを損ねるサービスに対して、労働者を募集し就労させる。

h) 本法令の規定に違反して、免許の所有権を移転または変更する。

i) 海外雇用紹介サービスの見返りに、労働者から現金または物品で手数料を受け取る。

j) MOLSA による雇用契約の承認前に労働者を就労させる。

k) 雇用契約に規定されている以外の国に労働者を送る。

l) 免許に規定されているものとは異なるサービス、勤務地または国で活動する。

m) 承認された雇用契約に記載されている以外の雇用主に労働者を割り当てる。

n) 本法令、その他の法律、または裁判所の決定により、海外雇用紹介サービスを禁止されている人を紹介所の事業で働かせる。

o) 労働者を募集または雇用するために、偽造された証明書、文書または広告を準備する。

p) 事前に MOLSA の同意なく、承認された雇用契約を差し替える。

- q) 雇用前または雇用後に労働者の旅行書類とその他の情報を取り上げ保管する。
- r) 労働者の旅行書類の意図的な改ざんまたは変更する。
- s) 不正行為や強要によって労働者に、彼の権利と利益を放棄することを強いる。

#### **第43条 不服申し立て**

1/本法令または本法令発効後に出された規定または訓令、またはその他の関連法に紹介所が違反しているときには、犠牲者である労働者またはその代理人は、口頭または書面で不服申し立てをMOLSAまたは州労働局に提出することができる。

2/本条1項による不服申し立てが口頭で提出された場合、MOLSAか州労働局は、書面に記入し、不服申立人に署名させるものとする。

3/MOLSAまたは州労働局は、本法令に対する規定違反に対して、自らが主導するか、他団体からの報告に基づいて、手続きをおこなうことができる。

#### **第44条 不服の内容**

本法令第43条に基づいて提出される不服は、他の説明とともに以下の事項を含むものとする。

- 1/不服申立人の氏名と住所
- 2/不服が提出された紹介所の名称と住所
- 3/不服の性質、関連する事実と不服の理由
- 4/不服の原因となった行動のあった時間と場所
- 5/もしあれば、請求額
- 6/救済の必要性
- 7/その他の関連する証拠

#### **第45条 不服聴聞会**

1/MOLSAは、本法令第43条及び第44条に従って提出された訴状を記録簿に保管し、その訴えの審理及び聴聞を進めるものとする。

2/MOLSAまたは州労働局は、不服を受領した時点で、不服とそれを裏付ける書類と共に招集命令を出すものとする。もしあれば、被告となる紹介所に10営業日以内に抗弁の陳述書を提出するように指示するものとする。

3/被告側の紹介所が、本条2項に従って招集を通して受け取った不服に対する抗弁の陳述書を提出できない場合、当事者一方のみで手続を再開する。

4/どのような理由であれ不服申立人が不服を撤回しても、MOLSAや州労働局が当該不服を審査し、判定することを妨げないものとする。

5/MOLSAまたは州労働局は、提出された不服に関する判断を1カ月以内に下すものとする。

#### **第46条 暫定措置**

MOLSAは、以下の事を行うものとする：

- 1 /本法令または本法令発効後に出された規定または訓令に違反に対する不服が審査され、判断が下されるまで、被告となった紹介所から提出された雇用契約を承認しない。
- 2 /不服が決着するまでは、以下の理由にもとづき被告である紹介所の免許を停止する。
  - a) 不服を訴えられた紹介所が、命令受領後に出頭しないまたは関連文書を提示しなかった場合
  - b) 紹介所が運営を続けることで、さらなる違反を犯すか、勧誘された労働者の搾取、他国との関係に悪影響を与える場合や国益を害すると考えられる場合
  - c) 本法令または本法令発効後に出された規定または訓令に違反する場合の明白な証拠がある場合

#### **第 47 条 行政措置**

- 1 /もし紹介所が、本法令第 42 条 2 項で明示されている違反を犯したことが判明した場合；
  - a) 初めての違反であった場合、免許は 3 カ月間停止
  - b) 違反が 2 回目であれば、免許は 6 カ月間停止
  - c) 違反が 3 回目であれば、免許は 12 カ月間停止
- 2 /紹介所が本法令第 42 条 2 項に 4 回違反した場合、または本法令第 42 条 3 項のもとに規定されたいずれかの違反を犯していれば免許は取り消される。
- 3 /本法令の第 42 条 3 項の (c) を除く (a) から (s) までのいずれかの違反行為は、行政措置に加えて、適切な刑法に従って状況に応じて刑事責任を伴う。

#### **第 48 条 免許停止または失効の法的効果**

- 1 /免許が停止または取り消された紹介所は、海外雇用紹介サービスに従事するのを止めるものとする。
- 2 /免許が取り消された紹介所は、5 営業日以内に MOLSA に免許を返還するものとする。
- 3 /何らかの理由で、MOLSA が紹介所の免許を停止または取り消す場合は、この事実は、適切な手段を通じて、州労働局および一般に広く通知されるものとする。
- 4 /何らかの理由で、州労働局が紹介所の免許を停止する場合は、この事実は、適切な手段を通じて、州労働局および一般に広く通知されるものとする。
- 5 /免許の停止または取り消しは、紹介所が海外に送った労働者の法的要請に対応することを免除するものではない。

#### **第 49 条 判断の内容**

本法令の第 45 条 5 項に従って下された MOLSA または州労働局の判断は、以下を含む短く正確な方法で書面に記されなければならない。

- 1 /重要な事実
- 2 /具体的な問題
- 3 /問題に関連する法律、規定、訓令

4/理由と結論

5/判断

#### **第50条 執行命令**

1/MOLSA や州労働局は、本法令第45条5項にしたがって下された判断を執行するために、被告である紹介所に執行命令を出すものとする。

2/被告である紹介所は、15日以内に、本条1項にしたがって出されたMOLSA か州労働局による命令を遂行するものとする。

#### **第51条 処分の優先順位**

MOLSA、州労働局、または本法令のもとに定められた募集方法の違反による労働問題を取り扱う権限を与えられている組織の決定によって、紹介所が責任を負うべきであるが、その決定を遂行できない場合は、以下の優先順位にしたがって処分が科される。

1/海外労働者の安全保障のために引き出し不可とされている紹介所の口座

2/紹介所が単独の経営者であるならば紹介所の動産、紹介所が企業組織の場合は、企業の動産

3/紹介所が単独の経営者である場合は紹介所の不動産、紹介所が企業組織の場合は、企業の不動産

### **第2章 雇用主、紹介所の代表者、労働者による違反とそれに対応する措置**

#### **第52条 行政上の措置を判断する権限**

MOLSA または州労働局は、本法令およびそれに基づいて発行された規定または訓令に対して、雇用主、紹介所代表、または労働者による違反から生じた行政的な問題について聴聞し、判断する権限を有するものとする。

#### **第53条 雇用主および紹介所代表による違反**

以下に挙げる違反は、雇用主または紹介所代表に対して、適切な措置を講じるのに足るものであるとする。

1/雇用契約で合意された義務を果たせない。

2/委任されたことの義務を果たせない。

3/どのような理由であれ、労働者の法的な旅行に関する書類へのアクセスを保留または拒否する。

4/労働者の賃金や送金を正当な理由なく保留する。

5/過失により労働者に対して重大な傷害、健康上の問題や死を引き起こすこと。

6/労働者の人間の尊厳と道徳に違反する行為を行う。

7/労働者にセクシャル・ハラスメントを行う。

8/本法令およびそれに基づいて発行された規定または訓令に違反する。



#### **第54条 雇用主または紹介所代表に対する不服および判断**

1/犠牲者である労働者またはいかなる者であっても、雇用主または紹介所代表による違反行為を申し立てるために、MOLSA または州労働局に、口頭または書面で不服を提出することができる。

2/口頭で提出された場合、本条1項に基づいた不服は、MOLSA か州労働局の職員が、書類に記入し、不服申立人に署名させなければならない。

3/MOLSA または州労働局は、自ら主導するか、本法令の条項に違反したという報告を他の団体から受け取った場合はそれに基づいて手続きを進める。

4/その不服が処理されるまでは、不服を申し立てられた雇用主または紹介所の代表によるエチオピアの労働者の雇用または海外雇用紹介サービスを一時的に停止させることができる。

5/MOLSA または州労働局は、1カ月以内に、それ以前に提出された不服に対して判断するものとする。

#### **第55条 不服申し立ての内容**

本法令第54条1項および2項に従って提出された不服には、以下の情報を含むものとする。

1/不服申立人の名前と住所

2/不服を申し立てられた雇用主または紹介所の代表の名前と住所

3/違反行為の性質

4/違反行為の時間と場所

5/その他の裏付け証拠

#### **第56条 判断の法的結果**

MOLSA または州労働局は、雇用主または紹介所代表が申し立てられた違法行為を犯したことを確認した場合、

1/雇用主はエチオピアからの労働者を雇用することを禁じられるものとする。

2/紹介所代表は、エチオピア人の海外雇用活動に参加することを禁止されるものとする。

3/雇用主または紹介所の代表者は、この法令第53条で定められた違反を犯したことに對して妥当な賠償を支払う義務がある。

#### **第57条 労働者による違反**

以下の違反は、労働者に適切な措置を取るに足るものとする。

1/労働契約で合意された義務の不履行

2/エチオピアまたは受入国において罰せられる犯罪の行使

3/受入国の宗教、習慣または慣行を尊重しないこと

4/雇用契約が MOLSA に承認された後、正当な理由無く就労しようとしめないこと

5/雇用主または同僚の金銭や財産の不正使用

6/海外雇用のための虚偽の証明書の作成

7/正当な理由なしに雇用契約を終了すること

#### **第58条 行政措置**

本法令第57条に違反しているために、他の関連法に基づいた労働者の責任には影響を及ぼすことなく、次の行政措置が適用されるものとする。

1/違反行為が初の場合、労働者は6カ月間海外での就労を停止するものとする。

2/違反行為が2回目である場合は、海外での就労を1年間停止するものとする。

3/違反行為が3回目であれば、海外での就労資格を失うものとする。

#### **第59条 裁判所に不服申し立ての権利**

1/本法令およびそれに基づいて発行された規定または訓令の違反によって、MOLSAまたは州労働局の判断によって処分された当事者は、15日以内に連邦高等裁判所または州裁判所に不服申し立てをできる。

2/本条1項に従った法律による裁判所の判決は最終的なものとする。

## **第六部 福利厚生サービス**

### **第1章 財務保障と保険**

#### **第60条 財務保証**

1/いかなる紹介所も、雇用される労働者の権利と安全の保護を保証されるために引き出し不可の銀行口座に10万米ドルまたは相当のブルを預けなければならない。

2/本条1項にしたがって引き出し不可の銀行口座に預けられた預金は、MOLSAの許可なく引き出すことはできない。

3/本法令の第69条1項(a)及び(b)の規定により課された義務を紹介所が履行できなかった場合には、MOLSAは預託保証金から必要額を引き出し、意図した目的のために使用する権限を与えられている。

4/この預託金は本法令第51条1項および本条3項にしたがって使用される場合、紹介所は、10営業日以内に資金を補充するものとする。

5/紹介所がそれまでの通常の業務を停止するときは、労働者の権利と利益確保に責任のある機関に対して、他の適任な組織が無ければ、紹介所の財務保証をMOLSAが引き渡す。紹介所によって海外で雇用されていたすべての労働者の雇用契約が解除されるのは6カ月後である。

#### **第61条 外国における雇用主保証基金**

1/外国雇用主基金は、本法令の規定に従い、MOLSAや直接雇用を許可された外国雇用主を通して外国政府組織によって雇用されたすべての労働者のために設立される。その目的は、労働契約の違反が生じる可能性のある労働者の不服申し立てに対応するためである。

2/本条1項によって定められた外国雇用主は、以下に定める外国雇用主保証基金に、雇用労働者一人当たり50USドルを預託する。

3/本条1項によって設立された基金は、MOLSAによって運営される。

4/本基金は、以下の場合にのみ利用されるものとする。

a) 主として、本条1項による不服申し立てを解決するため

b) 国債の購入や財務省の省令で定められた収益性が高く利便性の高い投資のため

5/保証基金は、いかなる抵当権によっても使用されたり担保に設定することはできない。

## 第62条 保険範囲

1/雇用主は、海外で雇用された労働者の生命保険および傷害保険を国内の保険市場で加入するものとする。MOLSAは詳細を規定した訓令をだすことができる。

2/紹介所または労働者は、雇用契約書に添付された保険証書をMOLSAに提示するものとする。

## 第2章 労働者に提供される支援

### 第63条 責任

1/MOLSAと、必要に応じて外務省は、海外雇用で就労した労働者の権利、安全、尊厳が尊重されることを保証する責任を負うものとする

2/いかなる紹介所も、海外で就労させた労働者に関する雇用契約における義務が順守されるよう責任を負う。

### 第64条 支援の提供

1/MOLSAまたは州労働局は、海外での雇用問題に関連して労働者もしくはその労働者を心配している者によって申し立てられた支援の要求を受け入れることができる。

2/本条1項にもとづいて支援が要求されたときには、MOLSAまたは州労働局は、要請された支援や、注意を喚起することになった問題に対応し、労働者の地位や労働条件に関する報告書を提出するよう紹介所に命令するものとする。

3/紹介所や雇用主が、労働者もしくはその労働者を心配している者に対応することができない場合、MOLSAまたは州労働局はこの法令に従い必要な行政措置を講ずることができる。

4/詳細は訓令に明記されるものとするが、MOLSAまたは州労働局は、関連する機関と協力して、海外で就労し帰国したエチオピア人が、再定住できるように支援する。

5/MOLSAまたは州労働局は、海外雇用に関連して被害を受けた労働者に法的支援を提供するものとする

### 第65条 休職または休暇中の労働者の登録

休職または休暇中で帰国し、再び同じ雇用主のところに戻る労働者は、以下の書類をMOLSAに提出して登録するものとする。

- 1/有効なパスポート
- 2/受入国で有効なビザと労働許可
- 3/MOLSA が要求するその他の証拠

### 第3章 労働者の調停と送還

#### 第66条 調停

MOLSA または州労働局は、海外雇用に関する労働者、紹介所または雇用主によって提出された不服申し立てを受け取って調停することができる。

#### 第67条 調停手続

- 1/MOLSA または州労働局は、不服申し立てを受領した時点から3営業日以内に申立人に回答を通知し、15営業日以内に和解に達する可能性を協議するために関係者を集めるよう努めるものとする。
- 2/和解に達した問題については、法的拘束力を持ち強制力がある。
- 3/和解の努力が不調だった場合、不服申し立て人は、必要に応じてMOLSA または州労働局の裁定事務所に事案を提出することができる。

#### 第68条 行政措置

不服を申し立てられた紹介所が正当な理由なく、次のことを行わない場合；

- 1/調停のために指定された日に出頭する。
- 2/了承された和解の条件を遵守する。

その場合、MOLSA は、紹介所がそれに従うまで、紹介所によって提出されたいかなる雇用契約も承認しないものとする。

#### 第69条 労働者の送還

- 1/いかなる紹介所も、次の義務を負うものとする。
  - a) 雇用契約終了時に航空運賃を支払うことによって、労働者を所持品とともに帰国させる。
  - b) 労働者が重大な身体的傷害を負うか死亡した場合、遅延に正当な理由がない限りは15日以内に、負傷または死亡を証明する法的な医療証明書と共に本人の体と所持品を送還し、その送還にかんする航空運賃を全額支払うものとする。
  - c) 重大な身体的傷害のために本国へ送還された労働者への医療費を支払う。
- 2/労働者が正当な理由なしに雇用契約を解除する場合、紹介所は労働者を送還した後に費用を請求することができる。

### 第七部 その他の規定

#### 第70条 一人の代表者が働ける紹介所の数と、紹介所が働くことのできる代表者の数の決定

受入国での雇用と労働者を扱うことのできる免許をもつ代表者がエチオピア国内で

いくつかの紹介所の代表者になることができるのか、免許を持つ紹介所が受入国で免許を持つ何人の代表者と働くことができるのかについては、MOLSA が訓令によって決定するものとする。

#### **第 71 条 労働紛争解決**

権利と不服申し立てに関して、労働者と雇用主または紹介所との間で生じた紛争は、労働法に基づいて設立された労働裁判官（Labor Bench）によって解決されるものとする。

#### **第 72 条 証明書の義務**

海外で雇用された労働者が労働条件に関する裁判事件を訴えるときに、雇用主または紹介所がその手続きに異議申立する場合、その訴訟において法的に有効な証拠を示す責任は紹介所または雇用主にある。

#### **第 73 条 時効**

雇用主、紹介所、紹介所代表または労働者による本法令の違反に対する行政訴訟は、その行為が行われた時期もしくはその行為が認識されてから 3 年以内に不服申し立てを MOLSA や州労働局に提出しなかった場合は、時効となる。

#### **第 74 条 禁止**

1/いかなる者も、海外雇用紹介サービスのために労働者からの斡旋料を受け取ることを禁じられている。

2/MOLSA は、受入国が戦争地域である場合や市民の安全を危険にさらす自然災害や伝染病の影響を受けていると考えられる場合はいつでも、市民の雇用目的の海外移住を禁止することができる。

#### **第 75 条 規定と訓令を発行する権限**

1/閣僚理事会は、本法令の適切な実施のための規定を発することができる。

2/MOLSA は、本法令と規定の適切な実施のための訓令を発することができる。

#### **第 76 条 協力義務**

いかなる者も、本法令の適切な実施のために協力する義務を負うものとする。

#### **第 77 条 廃止と適用外の法**

1/雇用紹介サービス法 No.632 / 2009 は、ここに廃止される。

2/いかなる法律、規定、訓令または慣行も、本法令で定められた事項に関して本法令と矛盾する限り、適用されない。

3/本条 1 項の規定にかかわらず、布告 No.632 / 2009 に従って発行された規定および訓令は、本法令に矛盾しない限り、本法令にしたがって出された規定および訓令に置き換えられるまでは有効である。

#### **第 78 条 暫定規定**

1/本法律の効力発生前に労使紛争を解決するための管轄機関で保留されていた海外雇

用に関する紛争は、本法令の効力が生じる前の法律および手続に従って解決されるものとする。

2/法令 No.632/2009 により海外雇用サービスの免許を受けた紹介所がサービスの再開を希望する場合は、本法令の発効日から3カ月以内に新しい免許を発行してもらわなければならない。期限内に新しい免許の発行を受けなければ、旧ライセンスは無効となるものとする。

3/本条2項の規定にかかわらず、免許の失効は、雇用されていた労働者からの正当な主張を免れるものではない。

4 /本法令第77条1項の規定にかかわらず、関連する新たな法律が発行されるまでは、法令 No.632/2009 が国内の雇用紹介サービスとその申請者に適用されるものとする。

#### **第79条 発効日**

本布告は、Federal Negarit Gazette の公布日に発効する。

Mulatu Teshome (Dr.)

エチオピア連邦民主共和国大統領